

第3次鳥羽市生活排水対策推進計画の概要

第1章 はじめに

■ 計画策定の目的

平成7年度に第1次生活排水対策推進計画を、平成15年度には第2次計画を策定するとともに、公共下水道の整備、し尿処理施設の整備、合併処理浄化槽の普及などの生活排水対策を推進してきた。

今般、第2次計画の目標年次となる平成29年度を迎えることとなり、平成30年度から平成39年度までの新たな計画として「緑と海と太陽の輝くまち」の理念のもと、第3次計画を策定する。

■ 計画策定の位置づけ

本計画は、生活排水処理施設の整備、生活排水対策にかかる啓発等について、計画的、総合的に推進することを目的として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び水質汚濁防止法第14条の9に基づき策定するものである。

■ 主要な河川の現状

近年の加茂川のBODについては、環境基準以内で「良好」な状態を保っているとともに、第2次計画の目標値も達成している。

しかし、妙慶川については、水量が少ない川でありながら、多くの生活雑排水が直接流れ込んでおり、見た目と臭い等から芳しくない水質状況だと推察できる。また、本計画で目標とするB類型河川の水質基準値は達成できていない。

特に妙慶川流入区域においては、この区域限定の対策を講じているところであるが、住宅が密集している状況下で合併処理浄化槽を設置できないところが多く、根本的な改善に至っていない。

第2章 生活排水の現状等

■ 生活排水処理施設の整備状況

（1）公共下水道の整備状況

特定環境保全公共下水道・相差浄化センターは平成9年度から供用開始している。

（2）浄化槽の整備状況

平成12年6月の浄化槽法改正により、平成13年4月から単独処理浄化槽の生産及び新設が禁止され、現在は新しく浄化槽を設置する場合は、合併処理浄化槽のみ認められている。

本市においては、単独処理浄化槽及びくみ取りが多く残っており、それらの合併処理浄化槽への転換を進めている。

■ 生活排水の排出状況

本市の生活排水は公共下水道または合併処理浄化槽で処理している。平成28年度末において総人口19,419人のうち、7,440人については、公共下水道または合併処理浄化槽で処理されている。一方で、11,979人は単独処理浄化槽またはくみ取りである。

■ 生活排水に関するアンケート調査結果

アンケート結果からは、市民の生活排水処理への「満足度」「理想」「行動」が矛盾している傾向にあり、環境全般に対して「理解度」と「関心」が低いと分析できる。また、市民は、公共下水道は市管理で安心とする一方、合併処理浄化槽と比較し費用の安い方で考えたいという意見も多く家計重視である。

しかし、市民が望んでいる下水道の整備は、「家屋数が小さい区域」である本市においては、非効率であり、単独処理浄化槽とくみ取りを合併処理浄化槽に転換していく手法が効果的である。

また、積極的な普及啓発活動を行っていかなければならない。

第3章 生活排水処理に係る理念、基本方針等

■ 理念

第2次計画の目標である「緑と海と太陽の輝くまち」を本計画へも理念として引き継ぎ、対策していくものとする。

■ 目標

本計画における目標年次については、計画策定時より10年後の、平成39年度とする。

(1) 河川の水質目標

河川名（基準点）	目標水質	現在指定されている環境基準類型
加茂川（野畑井堰）	BOD：1.0 mg/L 以下	A類型（BOD：2.0 mg/L 以下）
妙慶川（相橋）	BOD：3.0 mg/L 以下	なし

(2) 污水处理人口普及率の目標

区分	現在（平成28年度末）	目標年度（平成39年度末）
污水处理人口普及率（処理施設整備率）	38.3%	54.3%

■ 基本方針

本計画は、生活排水処理施設の整備（ハード対策）と、家庭でできる生活排水対策の普及啓発活動（ソフト対策）を生活排水対策の2本の大きな柱とし、地域の状況に応じて適切に組み合わせながら総合的に推進する。

第4章 生活排水処理基本計画

■ 生活排水処理施設の整備（ハード対策）

(1) 特定環境保全公共下水道の維持管理

現状は定期的な保守点検等によりいち早く異常を検知し、その改修を迅速に行っていくこととしている。今後は「下水道ストックマネジメント計画」の策定と推進により、下水道施設を計画的かつ効率的に更新していく。

(2) 合併処理浄化槽の設置促進

① 鳥羽市浄化槽設置整備事業補助金【住宅用】

市内全域（下水道の整備された相差町、畔蛸町の区域は除く）において、合併処理浄化槽の設置を促進するため、個人が設置する合併処理浄化槽の設置費用の一部を人槽に応じて補助している。

② 鳥羽市事業所用浄化槽設置整備事業補助金【事業所用】

妙慶川は、生活雑排水が原因とみられる水質汚濁が懸念されており、市単独のモデル事業として妙慶川流入区域において、事業所を対象とした単独処理浄化槽又はくみ取りからの合併処理浄化槽への転換に対し設置費用の一部を人槽に応じて補助している。

①②とも現行制度の効果検証を行い、より効果的に設置促進を図るため、必要に応じて補助制度の見直しを行う。

第5章 普及啓発活動

■ 普及啓発活動（ソフト対策）

(1) 家庭でできる生活排水対策

家庭でできる生活排水対策を実践する。

(2) 合併処理浄化槽の普及

合併処理浄化槽の普及のための経済的な支援である住宅用と事業所用の補助制度を周知していく。

(3) 浄化槽の適正な管理

広報とばで浄化槽の適正な管理の必要性を訴えていくとともに、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者、三重県水質管理センター等と連携を密にPR等を進めていく。

(4) 環境に対する意識の高揚と環境教育

①学校教育の中で環境学習を進める

授業の中で自然環境を守ることの大切さや、そのための具体的な方法について、問題提起し、子供たちが考え理解を深めることのできる教材として、副読本等を関係機関と連携しながら作成を目指す。

②生涯学習の中で環境学習を進める

身近な生活環境について考えてもらうことによって環境問題への関心を高め、家庭での生活排水対策の必要性について考えてもらう。また出前講座等を積極的に周知し学習機会を増やす。

③環境学習の場を作る

イベント時等に環境資料展示コーナーを設けるなど情報発信し、環境についての知識の浸透を図る。

(5) 自然環境等の保全

各種法令の適正な運用と、市全体の土地利用計画との調整を図り、可能な限り森林の保全に努める。

第6章 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

■ 現況

鳥羽市白木町の鳥羽志勢クリーンセンターで処理された汚泥は、環境基準に適合した処理水と汚泥に分離され、汚泥は堆肥化や熱分解処理をすることで地域に再利用されている。

また、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については、許可業者が実施している。

■ し尿・浄化槽汚泥の処理目標

区分	現在（平成 28 年度）	目標年度（平成 39 年度）
し尿	2,063	1,069
浄化槽汚泥	7,253	8,241
合計	9,316	9,310